

## ＜基本的認識＞

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されている。

(※ 4月5日に国連事務総長が発出したメッセージでも、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしている。)

## ＜新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）＞

- 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## ＜政府における対応＞

### 1. 相談体制、保護機能の確保等

- 各都道府県に対して、4月3日付け内閣府・厚生労働省連名事務連絡により、以下のことを要請済み。
  - ・相談対応から保護に至るまでの支援について、継続的かつ迅速な対応の実施
  - ・DV被害者が直接、民間施設等に保護を求めた場合には、まずは速やかに被害者の安全を確保し、一時保護を開始
- 電話相談窓口（DV相談ダイヤルナビ：0570-0-55210）の情報発信の強化

### 2. 更なる相談体制の拡充（4月7日の緊急経済対策で閣議決定。速やかに実施予定）

- 夜間・休日にも対応できる電話相談
- SNSや電子メールを活用した相談

### 3. 橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージの発出（4月10日）

## 新型コロナウイルス問題に伴うDVへの対応に関する 橋本内閣府特命担当大臣(男女共同参画)からのメッセージ (令和2年4月10日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。今月5日にアントニオ・グテレーズ国連事務総長が発出したメッセージにおいても、DVの世界規模での急増について警鐘を鳴らしています。

DVを含め女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。また、被害にあわれた方が、相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

内閣府と厚生労働省は、今月3日、地方公共団体に対して、DVの相談対応から保護に至るまでの支援の継続的かつ迅速な対応を依頼しました。

また、DVに悩んでいる方が最寄りの配偶者暴力相談支援センターに相談できるよう、全国共通の相談ナビダイヤルを設けています。電話番号は、0570-0-55210です。夫婦の間で「暴力を振るわれている」「辛い」と感じたら、まずは、こちらに相談してください。

また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報をしてください。

緊急に身の安全の確保が必要な場合には、全国の婦人相談所一時保護所等において、適切に保護を行う体制を整えていますので、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

さらに、今後のDVの深刻化に備えて相談窓口を拡充することを、4月7日に閣議決定した「緊急経済対策」に盛り込みました。深夜・休日にも対応できる相談窓口の設置を行うとともに、家庭内で電話をしづらい環境にいる方も相談できるよう、SNSやメールによる相談を速やかに実施し、被害者支援体制の拡充を行ってまいります。また、新たな相談窓口についても、周知を図ります。

配偶者等からの暴力（DV）で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談してください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、是非、この情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるごことができるよう御協力をお願いします。

### 目的

○多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シエルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。

○DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シエルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

民間シエルターの運営団体数の推移

年度	H27	H28	H29	H30
団体数	125	115	108	107

### 概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施

◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村 (特別区含む)

◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シエルター等の先進的な取組を促進するための経費 (以下①～③)

①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、安全性確保のための防犯設備にかかる経費 等)

②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、

児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費 等)

③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)

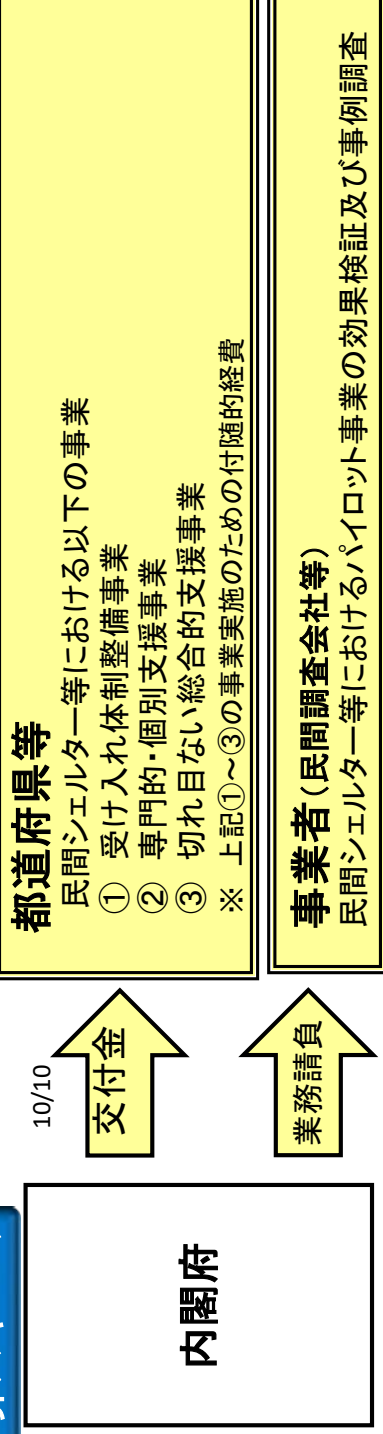
※上記①～③の事業実施のための付随的経費

◆ 交付率等 : 国10/10 (交付上限: 1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)

◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

2. 民間シエルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

### 予算スキーム



# 「配偶者暴力被害者支援ににおける機関連携及び加害者対応に関する調査研究」検討会

## 趣旨

地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方（実施基準等）に関する海外文献調査を実施するとともに、地方公共団体及び加害者更生プログラムを実施している民間団体等に対するヒアリング調査を実施し、加害者更生プログラムの実施に係る基本的な考え方の方向性と課題について検討する。

## 検討会スケジュール及び主な検討事項

### 検討スケジュール

- **第1回（令和元年9月5日）**
  - ・本事業の概要と進め方について
  - ・海外文献調査について
  - ・ヒアリング調査について
- **第2回（令和元年11月18日）**
  - ・地方公共団体へのヒアリング
- **第3回（令和2年1月20日）**
  - ・報告書骨子について
  - ・論点の整理と検討課題について
- **第4回（令和2年3月3日）**
  - ・報告書（案）について

### 検討の論点

- ・ DV防止法等改正附則第八条に基づき地域社会における加害者更生プログラムの在り方
- ・ 地方公共団体により加害者更生プログラムを実施するにあたっての課題の整理、基本的な考え方
- ・ 民間団体との連携の必要性、課題
- ・ 海外文献調査及び地方公共団体、民間団体に対するヒアリング結果の分析

## 構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は令和元年度4月1日現在】

大谷 あおい	カウンセリングオフィスフラミンゴ
菊池 安希子	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部室長
◎中村 正	立命館大学理事補佐・学長特別補佐、 人間科学研究科教授
原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
山崎 菊乃	NPO法人 女のスペース・おん 代表理事
(オブザーバー)	
東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課	
東京ウィメンズプラザ	
神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課	
京都府府民環境部男女共同参画課	
法務省	
警察庁	